

第9期分別収集計画

(令和2～6年度)

令和元年6月

利尻郡清掃施設組合

(利尻郡利尻町・利尻郡利尻富士町)

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要となっています。

利尻島は、昭和40年に国定公園、49年には我が国最北の国立公園「利尻礼文サロベツ国立公園」として指定され、また、日本名水百選、名山百選、森林浴の森百選に選定されているなど、豊かで美しい自然環境と景観は、人々の暮らしを育み、まちの魅力を高める貴重な資源となっています。この豊かで貴重な環境を保全し、次世代へ伝えていくため、資源循環や環境との共生を基調とした環境への負荷の少ない「循環型社会」の形成を目指しています。

現在、廃棄物の処理は利尻富士町、利尻町で構成する利尻郡清掃施設組合が総合的に運営管理していて、廃棄物処理施設は焼却処理施設、粗大ごみ処理施設（現在は老朽化のため休止）、最終処分場があります。

また、平成25年度からは組合が分別収集した資源ごみを民間業者が引取り、選別・処理・保管するリサイクル施設（利尻町の廃校を有効利用）を民間業者が設置、運営管理しています。

今後、現有施設の老朽化に伴う廃棄物処理施設の建設や施設の維持には、地域住民の理解と協力が最も重要な要件となることや、環境を保全、環境負荷の少ない「循環型社会」を目指すために、ごみの減量化、施設の延命化対策は必要不可欠となっています。

本計画はこうした状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という）第8条に基づいて一般廃棄物における容器包装廃棄物を分別収集して3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、処理・処分の対象となるごみ量を出来る限り抑制する目的で、住民・事業者・行政の役割分担とその連携を図り、具体的なリサイクルの推進方策を明らかにして公表し、今後さらに関係者が一体となって取り組むべき方針を示しています。

本計画の推進により、資源の有効利用、循環型社会の形成を図って行きます。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- (1) ごみ及び容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした取組み
- (2) 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) ごみ減量化とリサイクル運動のための地域間ネットワークの確立

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。飲料用紙製容器（紙パック）は、島内のコンビニ等で回収していますが、量等は把握できていません。今後も継続して回収されるため、利尻郡清掃施設組合では飲料用紙製容器（紙パック）の分別収集は行わないものとします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表1 容器包装廃棄物排出量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	516t	495t	480t	458t	441t
利尻富士町	282t	270t	265t	252t	242t
利尻町	234t	225t	215t	206t	199t

※容器包装廃棄物排出量の見込み（P）は、「市町村分別収集計画策定の手引き（九訂版）」（平成31年4月：環境省環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 監修）により試算しています。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制及びごみ減量化のため、次の方策を実施します。

（1）環境教育、普及啓発

- 住民、事業者、行政が廃棄物問題に関する情報を共有し、環境にやさしいライフスタイル、事業スタイルを実践できるよう、環境教育、環境学習の場と機会を積極的に提供します。
- 小・中学校における環境教育の一環として3Rに関するプログラムを導入し、次世代を担う子供たちに循環型社会の意義を伝えます。

（2）ごみの排出抑制・3Rの一層の推進

- ごみの排出抑制、分別排出、再生利用及び温室効果ガス削減等の環境負荷低減、3Rの更なる推進に取り組みます。
- リサイクルに比べ、全国的に取り組みが遅れている2R（“Reduce・リデュース”、“Reuse・リユース”）を進め、ごみの発生そのものを減らします。
- 住民、事業者、行政それぞれの役割と責任を明確にし、三者で協働・連携して行動できる仕組みを作り、わかりやすい目標のもと、循環型社会の実現に向け、ごみの減量

化・資源化を推進します。

○小売店での簡易包装を推進し、レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発を推進します。

○使い捨ての習慣を見直します。

(3) 美化運動、安全で清潔なまちづくりを推進

○現在は、一部住民や事業者により海岸清掃を行っていますが、貴重な自然環境保全のため、各町民や各種団体の参加や協力体制の推進に努めます。

○「プラスチック・スマート」キャンペーンの取組み

海岸清掃で回収されるごみにはプラスチック製品も多く含まれているため、今後、不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制に取り組むほか、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンの登録についても検討します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表2左欄にまとめます。

また、住民の理解・協力度、収集機材や引取業者の引取り時の条件等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表2右欄のとおりとします。

表2 容器包装廃棄物排出量の見込み

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶 類
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色ガラス瓶	ガラス瓶
	茶色ガラス瓶	
	その他のガラス瓶	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック （紙パック）
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	その他紙

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	その他プラ
	発泡スチロール(発泡スチロール製の箱等)	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

利尻郡清掃施設組合及び構成町における見込みを表3に示します。

表3 特定分別基準適合物ごとの量及び主務省令で定める物の量の見込み(1)

区分	令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利尻郡清掃施設組合集計						
主としてスチール製の容器		7.5t	7.3t	7.1t	6.9t	6.7t
主としてアルミ製の容器		23.8t	23.2t	22.7t	22.2t	21.7t
無色のガラス製容器	(合計)	32.3t	31.6t	30.9t	30.2t	29.4t
	(引渡 量) (独自処理量)	32.3t 32.3t	31.6t 31.6t	30.9t 30.9t	30.2t 30.2t	29.4t 29.4t
茶色のガラス製容器	(合計)	25.4t	24.8t	24.2t	23.6t	23.0t
	(引渡 量) (独自処理量)	25.4t 25.4t	24.8t 24.8t	24.2t 24.2t	23.6t 23.6t	23.0t 23.0t
その他のガラス製容器	(合計)	16.6t	16.2t	15.8t	15.4t	15.0t
	(引渡 量) (独自処理量)	16.6t 16.6t	16.2t 16.2t	15.8t 15.8t	15.4t 15.4t	15.0t 15.0t
主として段ボール製の容器		90.4t	88.3t	86.3t	84.3t	82.3t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)					0.5t
	(引渡 量) (独自処理量)					0.5t
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)	26.7t	26.1t	25.5t	24.9t	24.3t
	(引渡 量) (独自処理量)	26.7t 26.7t	26.1t 26.1t	25.5t 25.5t	24.9t 24.9t	24.3t 24.3t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)				6.2t	6.0t
	(引渡 量) (独自処理量)				6.2t 6.2t	6.0t 6.0t
(うち白色トレイ)	(合計)				0.2t	0.2t
	(引渡 量) (独自処理量)				0.2t 0.2t	0.2t 0.2t

※構成町の合計と利尻郡清掃施設組合集計が一致しない部分は、ラウンド(端数)処理によります。

表3 特定分別基準適合物ごとの量及び主務省令で定める物の量の見込み(2)

区分	令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利尻富士町						
主としてスチール製の容器		4.3t	4.2t	4.1t	4.0t	3.9t
主としてアルミ製の容器		13.7t	13.4t	13.1t	12.8t	12.5t
無色のガラス製容器	(合計)	17.2t	16.9t	16.6t	16.3t	15.9t
	(引渡 量) (独自処理量)	17.2t	16.9t	16.6t	16.3t	15.9t
茶色のガラス製容器	(合計)	13.5t	13.2t	12.9t	12.6t	12.3t
	(引渡 量) (独自処理量)	13.5t	13.2t	12.9t	12.6t	12.3t
その他のガラス製容器	(合計)	8.8t	8.6t	8.4t	8.2t	8.0t
	(引渡 量) (独自処理量)	8.8t	8.6t	8.4t	8.2t	8.0t
主として段ボール製の容器		43.7t	42.8t	41.9t	41.0t	40.1t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)					0.3t
	(引渡 量) (独自処理量)					0.3t
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)	14.8t	14.5t	14.2t	13.9t	13.6t
	(引渡 量) (独自処理量)	14.8t	14.5t	14.2t	13.9t	13.6t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)				3.4t	3.3t
	(引渡 量) (独自処理量)				3.4t	3.3t
(うち白色トレイ)	(合計)				0.1t	0.1t
	(引渡 量) (独自処理量)				0.1t	0.1t

※構成町の合計と利尻郡清掃施設組合集計が一致しない部分は、ラウンド(端数)処理によります。

表3 特定分別基準適合物ごとの量及び主務省令で定める物の量の見込み(3)

区分	令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利尻町						
主としてスチール製の容器		3.2t	3.1t	3.0t	2.9t	2.8t
主としてアルミ製の容器		10.1t	9.8t	9.6t	9.4t	9.2t
無色のガラス製容器	(合計)	15.1t	14.7t	14.3t	13.9t	13.5t
	(引渡 量) (独自処理量)	15.1t	14.7t	14.3t	13.9t	13.5t
茶色のガラス製容器	(合計)	11.9t	11.6t	11.3t	11.0t	10.7t
	(引渡 量) (独自処理量)	11.9t	11.6t	11.3t	11.0t	10.7t
その他のガラス製容器	(合計)	7.8t	7.6t	7.4t	7.2t	7.0t
	(引渡 量) (独自処理量)	7.8t	7.6t	7.4t	7.2t	7.0t
主として段ボール製の容器		46.7t	45.5t	44.4t	43.3t	42.2t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)					0.2t
	(引渡 量) (独自処理量)					0.2t
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)	11.9t	11.6t	11.3t	11.0t	10.7t
	(引渡 量) (独自処理量)	11.9t	11.6t	11.3t	11.0t	10.7t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)				2.8t	2.7t
	(引渡 量) (独自処理量)				2.8t	2.7t
(うち白色トレイ)	(合計)				0.1t	0.1t
	(引渡 量) (独自処理量)				0.1t	0.1t

※構成町の合計と利尻郡清掃施設組合集計が一致しない部分は、ラウンド(端数)処理によります。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

容器包装算定対象廃棄物量（D3）は、「ごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物比率」（「市町村分別収集計画策定の手引き（九訂版）」）を参考に試算、特定分別基準適合物ごとの量及び主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績と人口変動率により試算します。

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

表4 特定分別基準適合物ごとの量及び主務省令で定める物の量の見込みの試算(1)

項目	平成	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
人口 利尻郡清掃施設組合 (前年比)		4,956人 (98.5%)	4,832人 (97.5%)	4,731人 (97.9%)	4,665人 (98.6%)	4,519人 (96.9%)
利尻富士町 (前年比)		2,746人 (99.5%)	2,651人 (96.5%)	2,606人 (98.3%)	2,586人 (99.2%)	2,514人 (97.2%)
利尻町 (前年比)		2,210人 (97.2%)	2,181人 (98.7%)	2,125人 (97.4%)	2,079人 (97.8%)	2,005人 (96.4%)

表5 特定分別基準適合物ごとの量及び主務省令で定める物の量の見込みの試算(2)

項目	令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考
容器包装算定対象廃棄物量（D3）（ごみ排出量(D2)に占める容器包装廃棄物比率より）							市町村分別収集計画策定の手引き(九訂版)により試算
分別収集 実施品目	スチール	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	
	アルミ	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	
	無色ガラス瓶	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	
	茶色ガラス瓶	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	
	その他ガラス瓶	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	
	段ボール	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	
追加品目	ペットボトル	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	
	その他紙	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	
	その他プラ (うち白色トレイ)	4.0% 0.5%	4.0% 0.5%	4.0% 0.5%	4.0% 0.5%	4.0% 0.5%	
人口変動率 (前年比)	利尻郡清掃施設組合	97.8%	97.8%	97.7%	97.7%	97.7%	構成町集計
	利尻富士町	98.0%	98.0%	97.9%	97.9%	97.9%	
	利尻町	97.6%	97.5%	97.5%	97.4%	97.4%	

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うものとします。

また、各種団体や販売店による回収の実施状況について、連携を図りながらリサイクル活動に取り組んでいきます。

表6 分別収集を実施する者

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
金属	スチール缶	缶類	組合による定期収集	民間業者
	アルミ缶			
ガラス	ガラス瓶	無色	組合による定期収集	民間業者
		茶色		
		その他		
紙類	紙パック	紙パック	島内コンビニ等	—
	段ボール	段ボール	組合による定期収集	民間業者
	その他紙	その他紙	組合による定期収集	民間業者
プラスチック類	ペットボトル	ペットボトル	組合による定期収集	民間業者
	その他プラ	その他プラ	組合による定期収集	民間業者
白色トレイ				

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

将来的に、不用品の再生利用のための展示場など再利用活動の機能を持つリサイクル施設（既存施設の有効利用）についても、地域的な状況も踏まえて検討していく方針ですが、本計画期間では行いません。

現状の分別収集は、観光地であることを考慮し、景観の保全及び鳥獣害によるごみの飛散防止の観点から、ステーション方式を採用しています。

分別収集を行うにあたり、施設の整備について、表7から表9にまとめます。

表7 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理段階	区 分	仕 様
排 出	集積場所	指定日にごみステーションに指定する排出方法で排出
収集・運搬	収集車輛	ごみ収集車と兼用または専用（3台）
選別・処理・保管		【主要設備】 ①缶類(スチール・アルミ) 圧縮設備 ②段ボール 圧縮梱包設備 ③ペットボトル 圧縮梱包設備

※追加品目については、民間業者と協議を進めていきます。

表8 分別収集の用に供する施設(1)

容器包装廃棄物の種類	収集に係わる分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	缶 類	袋	○4 t パッカー車 ○4 t トラック車	リサイクル施設 (民間業者) 選別・処理(圧縮・梱包)・保管
アルミ缶				
無色ガラス瓶	ガラス瓶	袋		
茶色ガラス瓶				
その他ガラス瓶				
ペットボトル	ペットボトル	袋		
段ボール	段ボール	縛る		
その他紙	その他紙	袋(予定)		
その他プラ	その他プラ (白色トレイ含む)	袋(予定)		
紙パック	紙パック	コンビニ等で回収(回収ボックス設置)		

表9 分別収集の用に供する施設(2)

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物の 種類・量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設 状況)
【排出段階】				
1. 排出容器	a. 缶類(スチール、 アルミ別)	排出時袋	組合	
	b. ガラス瓶(無色、 茶色、その他別)	排出時袋		
	c. 段ボール	排出時縛る		
	d. ペットボトル	排出時袋		
	e. その他紙	排出時袋(予定)		
	f. その他プラ	排出時袋(予定)		
	g. 紙パック	開いて排出	コンビニ等	
2. 集積場所	a～f	ごみステーション	組合	
	g	回収ボックス	コンビニ等	
【中間処理】				
リサイクル 施設 (民間業者)	a. 缶類(スチール、 アルミ別)	(選別後)圧縮成型設備	民間 業者	既存施設の 有効利用 (廃校利用)
	b. ガラス瓶(無 色、茶色、その他別)	(選別後)フレキシブル コンテナバッグ		
	c. 段ボール	サキコーポレーション SVP-1227E-1C		
	d. ペットボトル	株式会社クロダ 110型-150627		
	e. その他紙	(サキコーポレーション SVP-1227E-1C)		
	f. その他プラ	(サキコーポレーション SVP-1227E-1C)		
【保管場所】				
リサイクル 施設	a. 缶類(スチール、 アルミ別)	リサイクル施設内 ストックヤード	民間 業者	既存施設の 有効利用 (廃校利用)
	b. ガラス瓶(無 色、茶色、その他別)			
	c. 段ボール			
	d. ペットボトル			
	e. その他紙			
	f. その他プラ			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民、事業者の意見や要望を反映させながら連携を図り、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、循環型社会の構築と廃棄物の減量化に努めます。
- (2) 分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、利尻島内全体での連携を図り、地域的なリサイクル活動の体制の強化を図ります。
- (3) 分別収集した容器包装廃棄物は、民間業者のリサイクル施設に搬入後、選別・処理・保管、リサイクル・再生工場等への引渡しを行っています。拡大(予定)品目についても協議しながら、今後も民間業者に委託し、リサイクル施設に搬入する予定です。
- (4) 分別収集・選別保管の円滑な運営およびコスト削減のため、毎年度の実績を確認・記録して事後評価し、必要に応じて改善していきます。